

令和3年度（2021年度）第1回 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

障がい者虐待防止と権利擁護

令和3年（2021年）7月2日

北海道留萌振興局社会福祉課

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -.-> C["①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）"] </pre>	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] B -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[都道府県] B -- 報告 --> D[労働局] C -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

年齢 / 所在 場所	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		<障害者総合支援法>		<介護保険法 >	<児童福祉法>				
		障害福祉 サービス事業所 (入所系、日中系、 訪問系、GH等含)	一般相談支 援 事業所又は 特定相談支 援事業所	高齢者 施設等 (入所系、通所系、 訪問系、居住系 等含)	障害児通所 支援事業所 (児童発達支援、 放課後等デイ等)	障害児入所 施設等(注1)	障害児相談 支援事業所		
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※被虐待者支 援は、障害者 虐待防止法も 適用	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)		障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権限 行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的防止 措置 (施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)				【20歳まで】 障害者虐待 防止法(省 令) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村 (注2))	【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)			
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐 待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待 防止法 (特定疾病40歳以上 の若年高齢者含む) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)					

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

北海道障がい者条例について

名称 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
(略称 北海道障がい者条例)

公布日 平成21年 3月31日

施行日 平成21年 3月31日 (第1、2、9章)

平成21年10月 1日 (第3章)

平成22年 4月 1日 (第4～8章 全面施行)

※ 平成24年3月30日、平成25年4月1日、平成28年4月1日 一部改正

条例の目的（北海道障がい者条例 第1条）

この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、（略） もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

◆ 条例に基づく施策の実施に当たっての基本的考え方

「障がいのある人が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に配慮しながら、条例に基づく施策の推進を図ります。

- I 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- II 地域の課題解決力を高め、障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- III 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
- IV 条例に基づく施策の実施状況等を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は3つです。

1 障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めます。

- 地域づくりガイドラインの作成
- 地域づくりコーディネーターの配置



2 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します。

- 北海道障がい者就労支援推進委員会の設置
- 就労支援推進計画の作成
- 障がい者就労支援企業認証制度
- 指定法人制度



3 障がい者の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます。

- 虐待、差別及び不利益扱いの禁止
- 立入調査・改善指導・勧告等の重大な権利侵害に対する強制措置



- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の設置
- 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部の設置

虐待や差別などの暮らしづらさに対し、どのように取り組んでいくのですか？

地域づくり委員会が虐待や差別、地域の暮らしづらさなどについて、中立公平な立場から関係者との話し合いにより課題の解決をめざします。

■ 地域づくり委員会の構成等

- 1 地域づくり委員会の委員は、障がい者、地域住民、学識経験者、行政機関の職員のうちから、10名以内の委員を知事が委嘱します。
- 2 地域づくり推進員は、条例第46条の規定に基づき地域づくり委員会を主宰（第46条）し、調査（第47条）、指導や知事に改善勧告を行うよう求める（第48条）といった役割を担い、知事が任命します。
- 3 地域づくり委員会は、地域づくり推進員と地域づくり推進員が指名した3名以上の委員により、事案ごとに組織されます。
ただし、虐待や重大な権利侵害などに該当する事案では、地域づくり推進員は、5名以上の委員を指名し、地域づくり委員会を開催しなければなりません。